

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|---------|-------------|----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 千円 | | 千円 |
| 流動資産 | 361,957 | 流动負債 | 45,236 |
| 現金及び預金 | 89,440 | 未払金 | 2,724 |
| 売掛金 | 28,309 | 未払費用 | 6,824 |
| 未収金 | 130 | 未払法人税等 | 7,787 |
| 商品 | 8,329 | 預り金 | 8,107 |
| 貯蔵品 | 14 | 賞与引当金 | 5,916 |
| その他流動資産 | 235,732 | 前受金 | 2,455 |
| | | 買掛金 | 7,921 |
| 固定資産 | 491,654 | 役員賞与引当金 | 3,500 |
| 有形固定資産 | 471,690 | | |
| 建物 | 77,579 | 固定負債 | 13,650 |
| 建物付属設備 | 6,147 | 役員退職慰労引当金 | 1,260 |
| 構築物 | 4,199 | その他の固定負債 | 12,390 |
| 車両 | 142 | | |
| 機械装置 | 16,967 | 負債の部合計 | 58,886 |
| 工具器具備品 | 3,349 | | |
| 土地 | 363,304 | 株主資本 | 794,726 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| 無形固定資産 | 14,721 | 利益剰余金 | 784,726 |
| 借地権 | 4,987 | 利益準備金 | 2,500 |
| 電話加入権 | 231 | その他利益剰余金 | 782,226 |
| 水道加入権 | 13 | 別途積立金 | 10,000 |
| ソフトウェア | 9,489 | 繰越利益剰余金 | 772,226 |
| | | (内当期純利益) | (13,112) |
| 投資その他の資産 | 5,242 | | |
| 投資有価証券 | 500 | 純資産の部合計 | 794,726 |
| 出資金 | 1,550 | | |
| 供託金 | 149 | | |
| 繰延税金資産 | 3,043 | | |
| 資産の部合計 | 853,612 | 負債及び純資産の部合計 | 853,612 |

(注1. 記載金額は千円未満切り捨てて表示しております。)

2. 有形固定資産減価償却累計額 243,591千円

個別注記表

(会計方針に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 備卸資産

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

小売業商品・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(1) 有形固定資産・・・定率法を採用しております。

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を
採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～31年 工具器具備品 3年～10年 機械装置 13年

車両運搬具 2年～5年 構築物 7年～20年

(2) 無形固定資産・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 ・・・ 従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき
実際支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 ・・・ 役員の賞与の支給に充てるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 ・・・ 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を
を会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換
に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりま
すが、これによる当会計期間の期首の利益剰余金及び当会計期間の財務諸表に与える影響はありません。